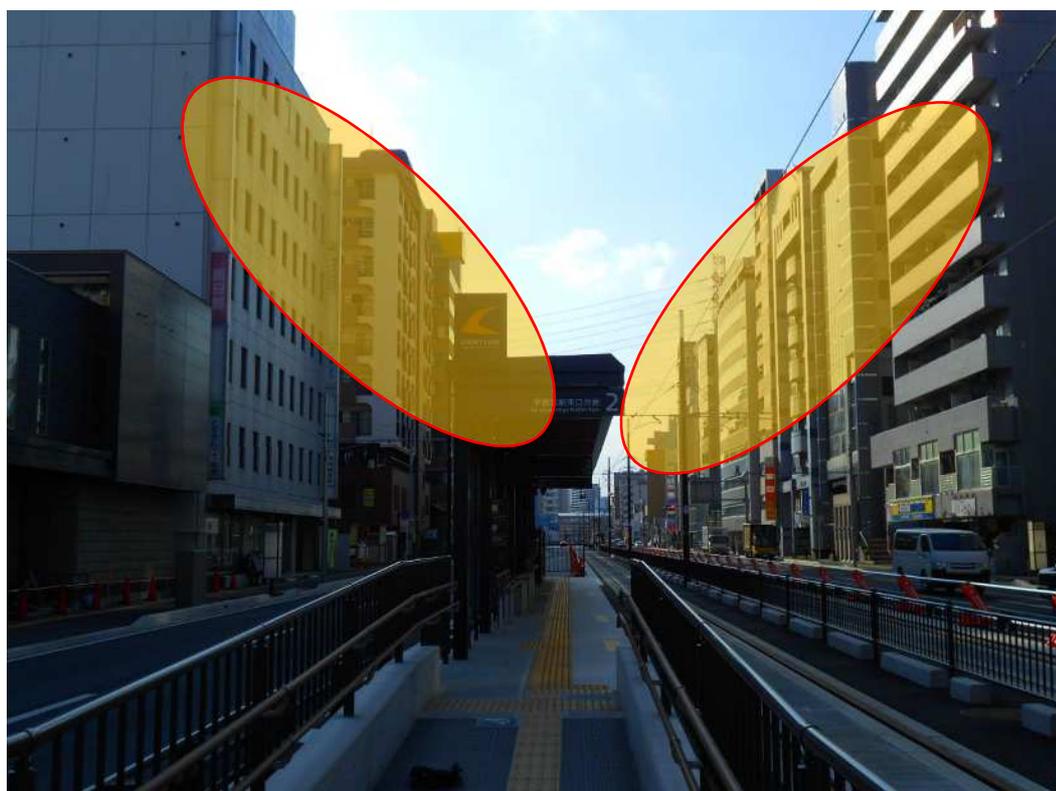


(2) 景観づくり指針の配慮事項（案）について

方針1 | 本市の顔となる景観づくり に関する事項

配慮事項の具体的な内容（例）

- 中高層部分の壁面の位置
 - 中高層部分の外壁の色彩
- ▶ 道路に面する建物は，中高層部分の壁面の位置を周りの建物と調和するようにする
 - ▶ 建物の中高層部分は，周辺の景観と調和した落ち着いたある色彩とする



方針 1 | 本市の顔となる景観づくり

に関する事項

配慮事項の具体的な内容（例）

○ 看板（屋外広告物）のデザイン

- ▶ 看板の見え方に配慮して、設置できる看板の種類や使える色、大きさの目安などを示す



○ 宇都宮らしさを表す演出

- ▶ 大谷石や宮染めの採用を図る



(mainichi.jp)

方針2 | 乗って歩いて楽しい景観づくり に関する事項

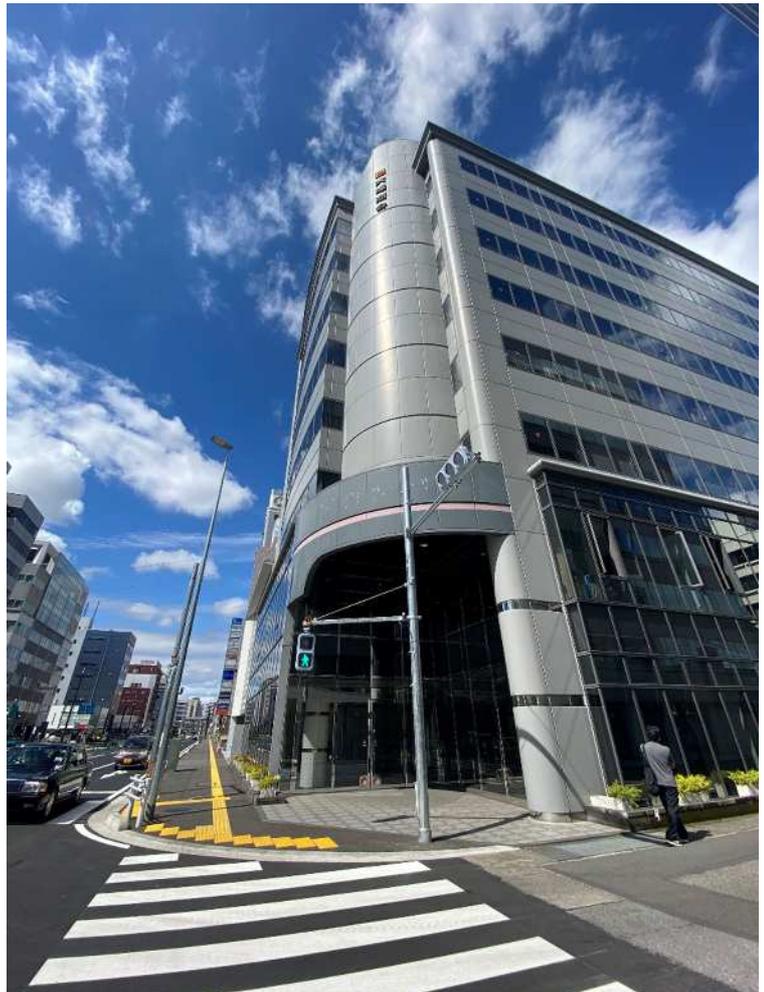
配慮事項の具体的な内容（例）

○ 建築物の1階部分のデザイン

- ▶ 商業ビルは、1階部分はガラス張りやショーウィンドウを設置するなどして通りの賑わいを形成する

○ 交差点の角地の設え

- ▶ オープンスペースを設けるなど視線を集める配置、デザインとする



方針 2

乗って歩いて楽しい景観づくり

に関する事項

配慮事項の具体的な内容（例）

○ 敷地内の緑の育成

- ▶ 敷地内に花・緑を育むなどうるおいのある景観を形成する



○ 地域の魅力の発信

- ▶ 地域の歴史，文化，地域活動などに関する情報を積極的に発信する



方針3 | 昼夜それぞれの魅力が感じられる景観づくり

に関する事項

配慮事項の具体的な内容（例）

- 魅力的な夜間景観の形成
 - ▶ 内部の照明が歩道を照らすようにする
 - ▶ 壁面などを照らす

